

○厚生労働省告示第十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第百二十六号を第百二十七号とし、第百二十三号から第百二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第百二十二号の次に次の一号を加える。

百二十三 二―「t r a n s―四―（四―クロロフェニル）シクロヘキシル」―三―ヒドロキシ―  
・四―ナフトキノン（別名アトバコン）及びその製剤